

## 入札公告

下記工事において、条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び、神埼市財務規則（平成18年神埼市規則第42号）第88条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和8年7月17日

神埼市長 實松 尊徳



### 1 工事概要

|          |                                                                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事名  | R8文ス工第1号 千代田グラウンド照明設備 LED 化工事                                                                                |
| (2) 工事場所 | 神埼市千代田町姉地内                                                                                                   |
| (3) 予定工期 | 契約締結の日から<br>令和9年3月10日まで                                                                                      |
| (4) 工事概要 | 1. 電気設備工事 一式<br>①電力引込幹線設備<br>②照明器具設備<br>③分電盤改修設備<br>④撤去工事<br>⑤建築付帯工事<br>⑥産業廃棄物処分費<br>⑦産業廃棄物運搬費<br>⑧産業廃棄物税相当額 |

### 2 入札参加に必要な資格

本工事の条件付一般競争入札に参加できるのは、次の各号に掲げる要件を満たす単体企業または特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

なお、資格要件確認のため、神埼警察署に照会する場合があります。

#### (1) 単体企業及び共同企業体の構成員の資格要件

##### ① 共通する入札参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により電気工事に係る建設業の許可を受けていること。

ウ 当該工事に対応する業種について、営業年数（建設業法第3条の規定により許可を取得した後の年数）が5年以上あること。

- エ 令和7年度・8年度の神崎市入札参加資格者名簿に登載され、かつ、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年規則第21号。以下「佐賀県規則」という。）第2条第3項の規定により、令和7年度・8年度における建設業者施行能力等級表（電気工事）における当該工事に対応する等級の決定を受けていること。
- オ 佐賀県及び神崎市の建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、令和8年7月27日（本工事の入札参加申請提出期限日）から令和8年8月12日（入札日）までの間に受けていないものであること。
- カ 令和8年7月27日以前6ヶ月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。
- キ 本工事の入札参加資格申請を行う他の業者と、資本又は人事面において強い関連がないこと。
- ク 令和8年7月27日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律225号）の適用を受けていないこと。
- ケ 本工事の契約を締結する日の1年7ヶ月以内の日を審査基準日とする建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書を提出できること。
- コ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- （ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - （イ） 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - （ウ） 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - （エ） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - （オ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - （カ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - （キ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - （ク） 役員等（法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者を、個人である場合にあっては当該個人以外の者で支配人であるもの又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）に（イ）から（キ）までに掲げる者がいる者
  - （ケ） （イ）から（キ）までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者
  - （コ） 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（ア）から（ケ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
  - （サ） （ア）から（ケ）までのいずれかに該当する者を下請契約（2次下請以降の下請契約を含む。以下同じ。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約（下請契約に係るこれらの契約を含む。）の相手方としていた場合（（コ）に該当する場合を除く。）に、当該契約の解除の求めに従わなかった者

## ② 単体企業及び共同企業体の代表者の資格要件

ア 本店の所在地が佐賀県内にある者で、総合評定値通知書（電気工事）が950点以上で登載され、建設業者施行能力等級表（電気工事）のAの決定を受けていること。

イ 平成28年4月1日以降に元請として、電気設備工事で契約金額（共同企業体での施工の場合は、契約金額に出資率を乗じた額）が5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の施工実績を有する者であること。

## ③ 共同企業体の代表者以外の構成員の資格要件

ア 本店の所在地が佐賀県内にある者で、総合評定値通知書（電気工事）が700点以上で登載され、建設業者施行能力等級表（電気工事）のA、B又はCの決定を受けていること。ただし、B又はCにあつては、本店、支店、営業所の所在地が神崎市にある者に限る。

## （2）単体企業及び共同企業体の構成員の数

単体企業はA級のみ、共同企業体の構成員は、AとA、AとB又はAとCの2者の組合せとする。

## （3）共同企業体の出資比率

ア 代表者の出資比率は、50%超とする。

イ 代表者以外の構成員の最小出資比率は、30%以上とする。

## （4）共同企業体の存続期間

### ① 市工事の契約相手方となった者

当該工事に係る請負契約の履行後3ヶ月を経過した日まで。なお、必要がある場合は、請負契約の履行後12ヶ月以内まで。

### ② 市工事の契約相手とならなかった者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで。

## （5）配置技術者に関する要件

本件工事に対する専任の監理技術者又は主任技術者を建設業法に従って施工箇所に配置できること。

## （6）その他

本入札は、公告記載事項のほか、神崎市財務規則及び事前審査型条件付一般競争入札実施要領（以下「条件付一般競争入札実施要領」という。）に基づき実施する。

## 3 入札参加資格（手続き等）

### （1）入札参加申請書及び提出書類

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（単体企業：様式第1号、共同企業体：様式第1の2号）

イ 同種工事の施工実績調書（単体企業、共同企業体代表者のみ）（様式第2号）

ウ 主任技術者等資格・工事経験調書（単体企業、共同企業体代表者のみ）（様式第3号）

エ 共同企業体協定書（共同企業体）（様式第4号）

オ 共同企業体編成表（共同企業体）（様式第5号）

カ 最新の総合評定値通知書の写し（単体企業、共同企業体代表者・構成員）

キ 本店がある市町の法人・個人市町村民税の完納証明書（単体企業、共同企業体代表者・構成員）

## (2) 入札参加申請書等の交付期間及び場所

ア 期 間 公告の日から令和8年7月27日(月)まで

イ 場 所 神崎市公式ホームページ

<https://www.city.kanzaki.saga.jp/>

ウ 申請書等の説明会 行わない。

## (3) 申請書等の受付期間、場所及び方法

ア 提出期限 公告の翌日から令和8年7月27日(月)まで(午後5:00必着)

イ 提出先 〒842-8601

神崎市神崎町鶴3542番地1

神崎市役所 総務企画部 財政課 契約管財係

ウ 提出方法 簡易書留にて郵送のこと。

## 4 入札参加資格の確認(事前審査方式)

### (1) 入札参加資格の決定

ア 入札参加資格の審査については、条件付一般競争入札実施要領及び神崎市建設工事等入札資格審議会規程に基づき、資格審議会に諮り決定する。

### (2) 入札参加資格の通知

ア 入札参加資格の有無については、入札参加資格確認通知書により通知する。

イ 入札参加資格を有しない理由については、文書により請求し、この請求があったときは、文書により入札参加資格を有しない理由について説明を行う。

## 5 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有する旨の通知を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは入札に参加できない。

## 6 工事設計図書等の交付期間及び場所

ア 期 間 公告の日から令和8年7月27日(月)まで

イ 場 所 神崎市公式ホームページ

<https://www.city.kanzaki.saga.jp/>

ウ 工事設計図書等の説明会 行わない。

## 7 質疑及び回答

### (1) 入札参加資格申請に関する質問

ア 質問期間 公告の日から令和8年7月23日(木)までの午前9時から午後4時まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

イ 質問方法 メール(任意様式)により提出すること。なお、電話等での質問は不可とする。

ウ 質問先 神崎市役所総務企画部財政課契約管財係

メールアドレス: [zaisei@city.kanzaki.lg.jp](mailto:zaisei@city.kanzaki.lg.jp)

エ 回答期限 令和8年7月24日(金)まで

オ 回答方法 神崎市公式ホームページに掲載する。(トップページから<事業者の方へ>をクリックください。)

## (2) 設計書等に関する質問

- ア 質問期間 公告の日から令和8年8月7日(金)までの午前9時から午後4時まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
- イ 質問方法 メール(任意様式)により提出すること。なお、電話等での質問は不可とする。
- ウ 質問先 文化・スポーツ課 スポーツ振興係  
メールアドレス: sports-shinko@city.kanzaki.lg.jp
- エ 回答期限 令和8年8月10日(月)まで
- オ 回答方法 神崎市公式ホームページに掲載する。(トップページから<事業者の方へ>をクリックください。)

## 8 予定価格及び最低制限価格

- ア 予定価格 事後公表
- イ 最低制限価格 有り

## 9 入札(開札)の日時等

### (1) 入札(開札)の日時及び場所

- ア 日 時 令和8年8月12日(金) 10時00分
- イ 場 所 神崎市役所 3階共用会議室

### (2) 工事費内訳書の提出

- ア 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書は設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。
- イ 入札に際し、工事費内訳書の提出ができない場合は、入札に参加できない。
- ウ 工事費内訳書は、封入封印し、入札日前日の午後5時までに財政課契約管財係に持参すること。

### (3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能な記載がある者
- エ 1人で2以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 入札した金額が予定価格を超える者
- キ 申請確認後に指名停止を受けた者
- ク アからキまでに掲げるもののほか入札の条件に違反した者

### (4) 落札者の決定

- ア 最低制限価格と予定価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。
- イ 落札者には、落札決定通知書により通知する。

## 10 契約の締結

契約の締結は、神崎市財務規則、神崎市建設工事請負契約約款及び指名停止措置等に係る建設工事等契約締結基準による。

なお、落札決定後に契約の相手方となるべき者が、契約締結の日までに神崎市から指名停止措置等を受けた場合は、当該契約を締結しない。

## 1.1 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 神崎市財務規則第89条の規定による。
- イ 契約保証金 神崎市財務規則第108条の規定による。

### (2) 支払方法

- ア 前金払 あり（40%以内）
- イ 中間前金払 あり（20%以内）
- ウ 部分払 あり

### (3) 下請人等の選定

- ア 下請人等の選定は、神崎市建設工事請負契約約款第7条の2第1項及び第2項に基づき、神崎市内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。
- イ 当該工事に係る技術者等については、神崎市建設工事請負契約約款第7条の2第3項の規定に基づき、神崎市内に居住する者を優先して配置するよう努めること。

## 1.2 問い合わせ先（担当窓口）

### (1) 契約担当課

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 財政課 契約管財係 | 電 話 0952-37-0101（直通） |
|           | FAX 0952-52-1120     |

### (2) 工事担当課

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 文化・スポーツ課 スポーツ振興係 | 電 話 0952-37-3875（直通） |
|                  | FAX 0952-52-7979     |